

浜田市国民健康保険運営協議会

(令和5年度第2回)

参考資料2

令和6年度の浜田市国保事業費納付金と
標準保険料率

浜田市国民健康保険運営協議会

令和6年度国民健康保険事業費納付金（本算定）について

令和6年度事業費納付金及び標準保険料率等の本算定結果が県から通知されました。

浜田市事業費納付金：1,185,873,950円（一般被保険者分）

（医療分 853,225,587円 支援金分 259,933,486円 介護分 72,714,877円）

※対5年度増減 44,600,052円

（医療分 55,232,369円 支援金分▲8,764,211円 介護分▲1,868,106円）

被保険者数 （一般）	一人当たり 所得額	医療費指数 （国平均=1）	令和6年度	令和5年度	増減 （A-B）
			一人当たり保険料 収納必要額(A)	一人当たり保険料 収納必要額(B)	
7,961人	445,871円	1.2043	140,812円	126,515円	14,297円

※いずれも法定軽減前の保険料額を記載（激変緩和後収納率で割り戻したもの）

令和6年度事業費納付金の傾向

- ・ 県全体の保険給付費見込額は、被保険者数は減少見込みであるものの、一人当たり医療費が増加傾向であるため、令和5年度（本算定時）と比較し横ばいであると推計されている。
（推計額約484億円、前年度と比較して約1千百万円減）
- ・ 前期高齢者交付金交付額等、県全体の保険給付費見込額から控除する収入額は約13億7千万円減少しており、保険給付費見込額は横ばいであるため、浜田市の医療分（一般）事業費納付金額は令和5年度（本算定時）と比較して5千5百万円の増となる。

◆令和6年度浜田市標準保険料率（本算定）

(1) 医療分+支援金分

区分			標準保険料率 （50：50）	令和5年度 （本算定）	対前年度比較	令和5年度 実際の料率
医療分 + 支援金分	応能割	所得割	11.25%	9.91%	1.34ポイント	10.62%
		被保険者均等割	38,148円	33,197円	4,951円	32,600円
	応益割	世帯別平等割	23,825円	19,957円	3,868円	20,800円
医療分	応能割	所得割	8.03%	6.73%	1.30ポイント	7.06%
		被保険者均等割	27,513円	22,713円	4,800円	21,800円
	応益割	世帯別平等割	17,183円	13,654円	3,529円	13,400円
支援金分	応能割	所得割	3.22%	3.18%	0.04ポイント	3.56%
		被保険者均等割	10,635円	10,484円	151円	10,800円
	応益割	世帯別平等割	6,642円	6,303円	339円	7,400円

(2) 介護分

区分			標準保険料率 （50：50）	令和5年度 （本算定）	対前年度比較	令和5年度 実際の料率
介護分	応能割	所得割	2.80%	2.91%	▲0.11ポイント	2.96%
		被保険者均等割	11,136円	11,083円	53円	11,000円
	応益割	平等割	5,389円	5,347円	42円	5,800円

事業費納付金と標準保険料率算定に必要な保険料総額の関係 (令和6年度 本算定)

医療分 (一般)

県全体の医療費 (保険給付費見込額) を推計し、

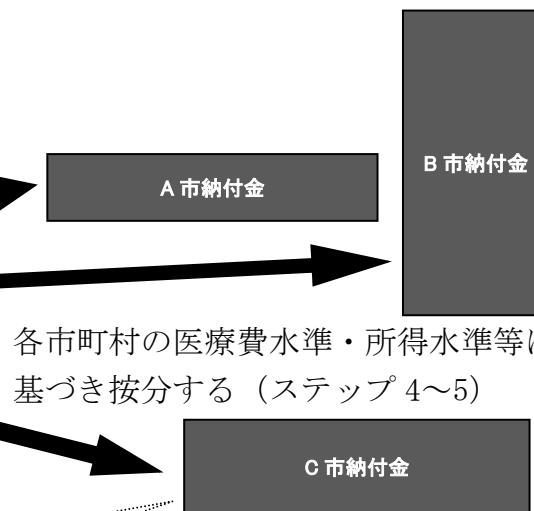
県全体の保険給付費見込額 【約 484 億円】

県へ入る公費などを控除し納付金算定基礎額を求める (ステップ 1~3)

県へ入る公費など
(国庫負担金、県繰入金、前期高齢者交付金等)
【約 373 億 1 千万円】

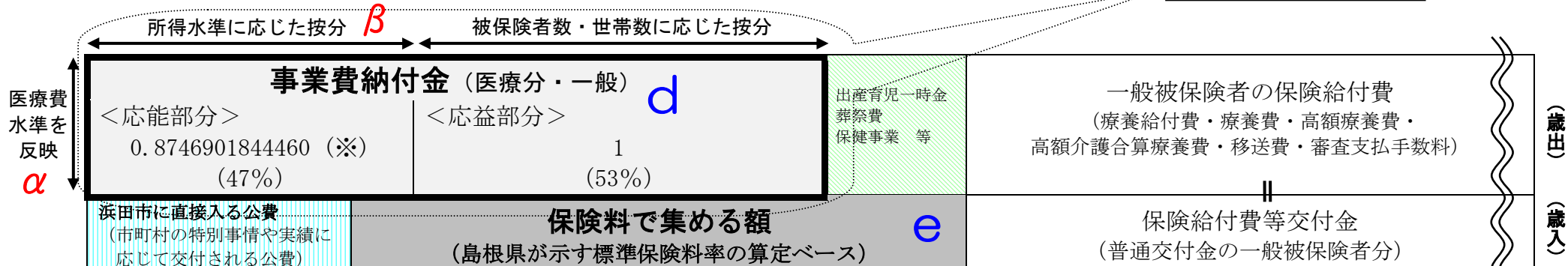
納付金算定基礎額
【約 110 億 9 千万円】

C



各市町村の医療費水準・所得水準等に基づき按分する (ステップ 4~5)

◆浜田市の事業費納付金額 (医療分・一般)



※全国を 1 とした場合の島根県の所得水準 = 0.8746901844460 (数値は本係数のもの)

◆事業費納付金額及び保険料で集める額 (ステップ 6~7)

	事業費納付金 (d)	納付金対象外経費	=	浜田市に直接入る公費	保険料で集める額 (e)	→	標準的な収納率	調整後の標準保険料率算定に必要な保険料総額 (e')
医療分	853,225,587 円	114,298,264 円		356,558,212 円	610,965,639 円		97.63%	625,797,029 円 (一般)

国保事業費納付金及び標準保険料率の算定フロー

※ -は納付金等の減少要因、+は納付金等の増加要因

医療分				令和6年度(本算定)	令和5年度(本算定)	増減
〈ステップ1〉前期高齢者調整後の保険給付費の算出						
保険給付費(一般分)	県	A	48,436,605,517円	48,447,927,027円	▲11,321,510円	
- 前期高齢者交付金などで控除される額		-	25,657,516,416円	27,032,116,804円	▲1,374,600,388円	
= 前期高齢者調整後の保険給付費		A'	22,787,353,640円	21,429,245,648円	1,358,107,992円	
〈ステップ2〉保険料収納必要額の算出						
- 県へ入る公費など	県	-	6,506,933,231円	6,042,511,699円	464,421,532円	
= 保険料収納必要総額		B	11,330,526,163円	10,352,505,859円	978,020,304円	
〈ステップ3〉事業費納付金算定基礎額の算出						
- 精算・調整額	県	-	242,521,025円	241,241,867円	1,279,158円	
= 事業費納付金算定基礎額		C	11,088,005,138円	10,111,263,992円	976,741,146円	
〈ステップ4〉事業費納付金総額を各市町村に配分						
$\times \{1 + \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1)\}$	浜田市	\times	1.2043019700480	1.2174654695191	▲0.0131634994711	
$\times \{\beta \cdot (\text{所得シェア}) + \text{人数シェア}\} / (1 + \beta)$		\times	0.0698004293483	0.0706591119544	▲0.0008586826061	
$\times \gamma$		\times	0.8833389131679	0.8831745085723	0.0001644045956	
= 浜田市の事業費納付金基礎額		c	823,330,630円	768,204,422円	55,126,208円	
〈ステップ5〉市町村ごとの事業費納付金基礎額						
± その他調整分	浜田市	-	0円	0円	0円	
= 各市町村の事業費納付金(一般分)		d	853,225,587円	797,993,218円	55,232,369円	
〈ステップ6〉公費、保健事業費等を加減算						
- 浜田市に直接入る公費	浜田市	-	66,446,549円	72,676,171円	▲6,229,622円	
+ 事業費納付金に含まれない経費		+	23,527,367円	23,957,450円	▲430,083円	
= 標準保険料率算定に必要な保険料総額		e	610,965,639円	531,292,600円	79,673,039円	
〈ステップ7〉標準的な収納率で割戻し						
標準的な収納率(s)	浜田市	÷	97.63%	97.13%	0.50ポイント	
= 標準保険料率算定に必要な保険料総額(調整後)		e'	625,797,029円	546,991,249円	78,805,780円	
浜田市被保険者総数(見込)		÷	7,961人	8,429人	▲468人	
一人あたり軽減前保険料(医療分)			78,608円	64,894円	13,714円	

事業費納付金と標準保険料率算定に必要な保険料総額の関係 (令和6年度 本算定)

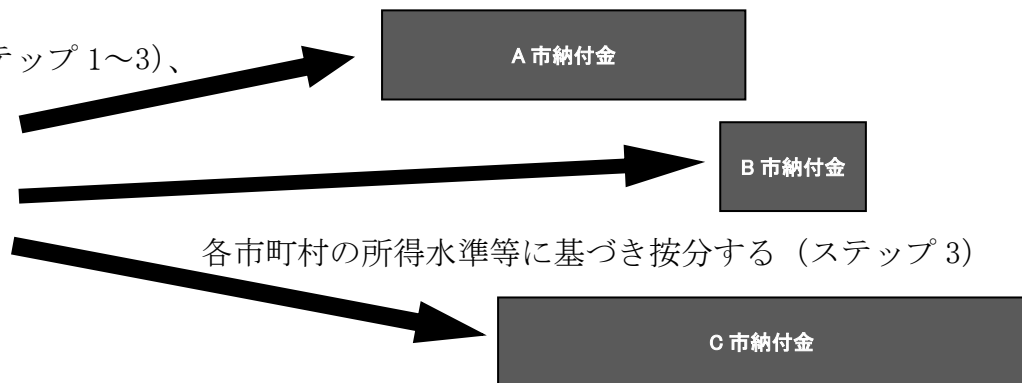
支援金分 (一般)

県全体の後期高齢者支援金を推計し、

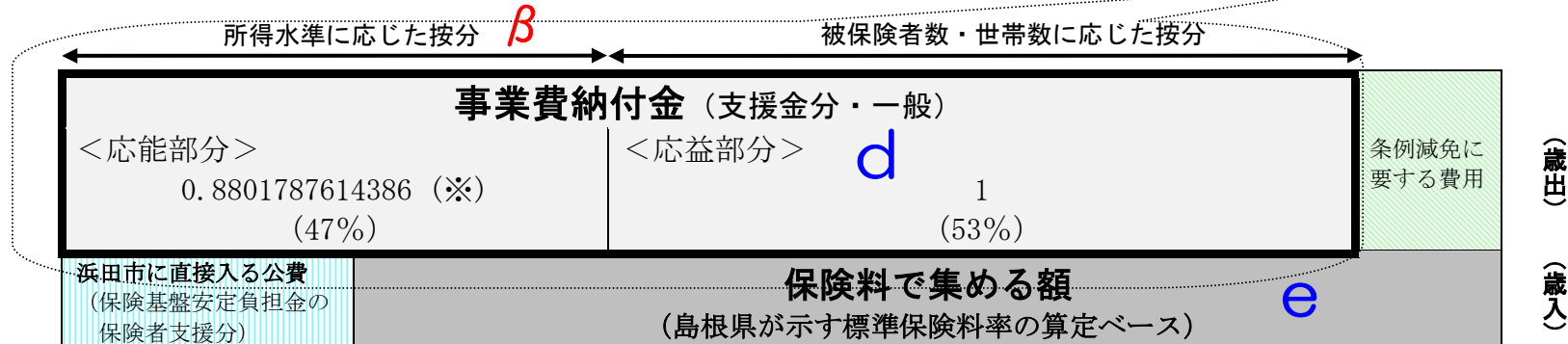
県全体の後期高齢者支援金見込額【約 78 億円】

県へ入る公費 (国庫負担金等) を控除し納付金算定基礎額を求め (ステップ 1~3)、

県へ入る公費など (国庫負担金、県繰入金等) 【約 40 億 8 千万円】	納付金算定基礎額 【約 37 億 2 千万円】
---	-----------------------------------



◆浜田市の事業費納付金額 (支援金分・一般)



※全国を 1 とした場合の島根県の所得水準 = 0.8801787614386 (数値は本係数のもの)

◆事業費納付金額及び保険料で集める額 (ステップ 4~5)

	事業費納付金 (d)	納付金対象外経費	=	浜田市に直接入る公費	保険料で集める額 (e)	→	標準的な収納率	調整後の標準保険料率算定に必要な保険料総額 (e')
支援金分	259,933,486 円	917,000 円		24,685,492 円	236,164,994 円		97.63%	241,897,976 円 (一般)

国保事業費納付金及び標準保険料率の算定フロー

※ -は納付金等の減少要因、+は納付金等の増加要因

支援金分				令和6年度(本算定)	令和5年度(本算定)	増減
〈ステップ1〉後期高齢者支援金(一般分)算出						
後期高齢者支援金等(一般・退職分)	県	A	7,798,431,522円	8,039,397,506円	▲240,965,984円	
- 国庫負担金などで控除される額		-	▲54,818円	▲66,161円	11,343円	
= 後期高齢者支援金等(一般分)		A'	7,798,486,340円	8,039,463,667円	▲240,977,327円	
〈ステップ2〉保険料収納必要額の算出						
- 県へ入る公費など	県	-	2,495,369,826円	2,572,468,742円	▲77,098,916円	
= 保険料収納必要総額		B	3,717,563,750円	3,797,096,091円	▲79,532,341円	
〈ステップ3〉事業費納付金算定基礎額の算出、事業費納付金総額を各市町村に配分、市町村ごとの事業費納付金基礎額						
± 後期高齢者支援金精算額	県	+	0円	0円	0円	
= 事業費納付金算定基礎額		C	3,717,563,750円	3,797,096,091円	▲79,532,341円	
× {β・(所得シェア)+人数シェア} / (1+β)	浜田市	×	0.0699203840525	0.0707639969356	▲0.0008436128832	
× γ		×	0.9999999970411	0.9999999976298	▲0.0000000005887	
= 浜田市の事業費納付金基礎額		c	259,933,486円	268,697,697円	▲8,764,210円	
± 後期高齢者支援金精算額		-	0円	0円	0円	
= 各市町村の事業費納付金(一般分)		d	259,933,486円	268,697,697円	▲8,764,210円	
〈ステップ4〉保険者支援制度(支援金分)等を加減算						
- その他調整分	浜田市	-	24,685,492円	24,361,472円	324,020円	
= 標準保険料率算定に必要な保険料総額		e	236,164,994円	245,239,225円	▲9,074,230円	
〈ステップ5〉標準的な収納率で割戻し						
標準的な収納率(s)	浜田市	÷	97.63%	97.13%	0.50ポイント	
= 標準保険料率算定に必要な保険料総額(調整後)		e'	241,897,976円	252,485,561円	▲10,587,585円	
浜田市被保険者総数(見込)		÷	7,961人	8,429人	▲468人	
一人あたり軽減前保険料(支援金分)			30,385円	29,954円	431円	

事業費納付金と標準保険料率算定に必要な保険料総額の関係 (令和6年度 本算定)

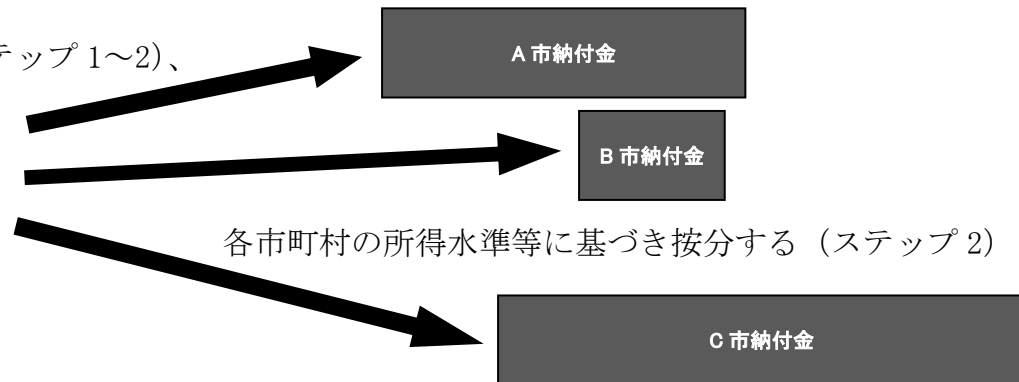
介護分

県全体の介護納付金を推計し、

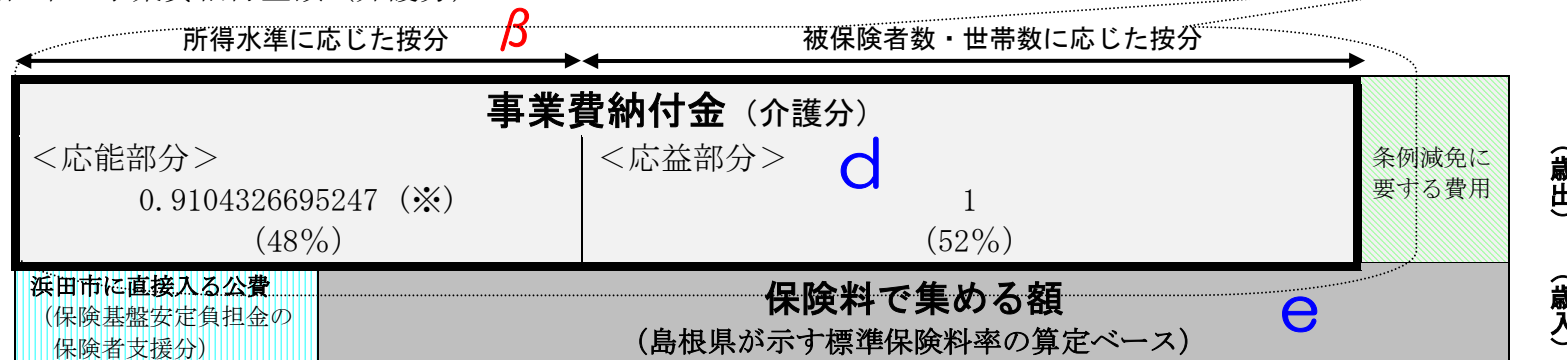
県全体の介護納付金見込額【約 21 億 8 千万円】

県へ入る公費（国庫負担金等）を控除し納付金算定基礎額を求め（ステップ 1～2）、

県へ入る公費など (国庫負担金、県繰入金等) 【約 11 億 7 千万円】	納付金算定基礎額 【約 10 億 1 千万円】
---	-----------------------------------



◆浜田市の事業費納付金額（介護分）



※全国を 1 とした場合の島根県の所得水準 = 0.9104326695247 (数値は本係数のもの)

◆事業費納付金額及び保険料で集める額（ステップ 3～4）

	事業費納付金 (d)	納付金対象外経費	=	浜田市に直接入る公費	保険料で集める額 (e)	→	標準的な収納率	調整後の標準保険料率算定に必要な保険料総額 (e')
介護分	72,714,877 円	29,000 円		6,141,749 円	66,602,128 円		97.63%	68,218,916 円 (一般+退職)

国保事業費納付金及び標準保険料率の算定フロー

※ -は納付金等の減少要因、+は納付金等の増加要因

介護分						
〈ステップ1〉事業費納付金算定基礎額の算出				令和6年度(本算定)	令和5年度(本算定)	増減
介護納付金(一般・退職分)	県	A		2,182,890,180円	2,271,814,653円	▲88,924,473円
- 国庫負担金などで控除される額		-		698,524,857円	726,980,688円	▲28,455,831円
= 保険料収納必要総額		B		1,099,792,207円	1,114,109,646円	▲14,317,439円
± 介護納付金精算額		+		0円	0円	0円
= 事業費納付金算定基礎額		C		1,099,792,207円	1,114,109,646円	▲14,317,439円
〈ステップ2〉事業費納付金総額を各市町村に配分、市町村ごとの事業費納付金基礎額						
$\times \{ \beta \cdot (\text{所得シェア}) + \text{人数シェア} \} / (1 + \beta)$	浜田市	\times		0.0661169229201	0.0669440233605	▲0.0008271004404
$\times \gamma$		\times		0.9999999899981	0.9999999928194	▲0.0000000028213
= 浜田市の事業費納付金基礎額		c		72,714,877円	74,582,983円	▲1,868,106円
± 介護納付金精算額		-		0円	0円	0円
= 各市町村の事業費納付金		d		72,714,877円	74,582,983円	▲1,868,106円
〈ステップ3〉保険者支援制度(介護分)等を加減算						
- その他調整分	浜田市	-		6,141,749円	5,733,408円	408,341円
= 標準保険料率算定に必要な保険料総額		e		66,602,128円	68,866,575円	▲2,264,447円
〈ステップ4〉標準的な収納率で割戻し						
標準的な収納率(s)	浜田市	÷		97.63%	97.13%	0.50ポイント
= 標準保険料率算定に必要な保険料総額(調整後)		e'		68,218,916円	70,901,447円	▲2,682,531円
浜田市被保険者総数(見込)		÷		2,144人	2,239人	▲95人
一人あたり軽減前保険料(介護分)				31,819円	31,667円	152円

【参考】浜田市算定方式（応能割：応益割＝50：50）保険料率

医療分

		標準保険料率算定に必要な保険料総額(調整後)		e'	625,797,029円	収納率勘案後の保険料総額(医療分・一般)
所得割	所得割指数	浜田市			50.00%	応能割：応益割＝50：50
	= 所得割賦課総額		g	312,898,515円	【所得割として賦課する必要がある額】	
	÷ 浜田市所得総額		÷	3,897,990,000円	浜田市の所得総額	
	= 所得割率(標準保険料率)			8.03%		
均等割	均等割指数	浜田市	×		35.00%	応益割合のうち均等割：平等割＝35：15
	= 均等割賦課総額		j	219,028,960円	【均等割として賦課する必要がある額】	
	÷ 浜田市被保険者総数		÷	7,961人	過去3年間の実績に基づき算出した被保険者総数	
	= 均等割額(標準保険料率)			27,513円		
平等割	平等割指数	浜田市			15.00%	応益割合のうち均等割：平等割＝35：15
	= 平等割賦課総額		k	93,869,554円	【平等割として賦課する必要がある額】	
	÷ 浜田市世帯総数		÷	5,463世帯	過去3年間の実績に基づき算出した世帯総数	
	= 平等割額(標準保険料率)			17,183円		

支援金分

		標準保険料率算定に必要な保険料総額(調整後)		e'	241,897,976円	収納率勘案後の保険料総額(支援金分・一般)
所得割	所得割指数	浜田市			50.00%	応能割：応益割＝50：50
	= 所得割賦課総額		g	120,948,988円	【所得割として賦課する必要がある額】	
	÷ 浜田市所得総額		÷	3,758,212,000円	浜田市の所得総額	
	= 所得割率(標準保険料率)			3.22%		
均等割	均等割指数	浜田市	×		35.00%	応益割合のうち均等割：平等割＝35：15
	= 均等割賦課総額		j	84,664,292円	【均等割として賦課する必要がある額】	
	÷ 浜田市被保険者総数		÷	7,961人	過去3年間の実績に基づき算出した被保険者総数	
	= 均等割額(標準保険料率)			10,635円		
平等割	平等割指数	浜田市			15.00%	応益割合のうち均等割：平等割＝35：15
	= 平等割賦課総額		k	36,284,696円	【平等割として賦課する必要がある額】	
	÷ 浜田市世帯総数		÷	5,463世帯	過去3年間の実績に基づき算出した世帯総数	
	= 平等割額(標準保険料率)			6,642円		

介護分

		標準保険料率算定に必要な保険料総額(調整後)		e'	68,218,916円	収納率勘案後の保険料総額(介護分・一般)
所得割	所得割指数	浜田市			50.00%	応能割：応益割＝50：50
	= 所得割賦課総額		g	34,109,458円	【所得割として賦課する必要がある額】	
	÷ 浜田市所得総額		÷	1,220,175,000円	浜田市の所得総額	
	= 所得割率(標準保険料率)			2.80%		
均等割	均等割指数	浜田市	×		35.00%	応益割合のうち均等割：平等割＝35：15
	= 均等割賦課総額		j	23,876,621円	【均等割として賦課する必要がある額】	
	÷ 浜田市被保険者総数		÷	2,144人	過去3年間の実績に基づき算出した被保険者総数	
	= 均等割額(標準保険料率)			11,136円		
平等割	平等割指数	浜田市			15.00%	応益割合のうち均等割：平等割＝35：15
	= 平等割賦課総額		k	10,232,837円	【平等割として賦課する必要がある額】	
	÷ 浜田市世帯総数		÷	1,899世帯	過去3年間の実績に基づき算出した世帯総数	
	= 平等割額(標準保険料率)			5,389円		